

平成21年度第3回

江戸川区都市計画審議会

議事録

平成21年度第3回江戸川区都市計画審議会

日 時：平成22年1月13日（水）午後2時00分より午後3時14分

場 所：区役所第1・2委員会室

出席者：委 員 青谷懿、朝比奈智恵美、有田智一、石田正博、岩楯重治、大村謙二郎、川瀬泰徳、小泉敏夫、小久保晴行、小島務、佐久間直人、佐藤淳一、嶋義亮、須賀幸一、杉本英臣、須田哲二、田口浩、中里省三、長澤正一、西野博、長谷川眞、人見哲爲、山岡新太郎、横山巖 以上24名

事務局 都市開発部長、土木部長、都市計画課長、住宅課長、まちづくり調整課長、まちづくり推進課長、市街地開発課長、建築指導課長、施設課長、学校建設技術課長、計画課長、災害対策課長、その他関係職員（5名） 以上17名

欠席者：委 員 齋藤茂太郎 以上1名

議 案：1. 開会

2. 事務局からの確認項目

会議資料の確認

3. 案件審議

諮問第6号 東京都市計画地区計画下鎌田東地区地区計画の変更について

(江戸川区決定)

諮問第7号 東京都市計画地区計画東葛西五丁目付近地区地区計画の変更について

(江戸川区決定)

諮問第8号 東京都市計画地区計画一之江四丁目南地区地区計画の変更について

(江戸川区決定)

諮問第9号 東京都市計画防災街区整備地区計画 松島三丁目地区防災街区整備地区計画の変更について

(江戸川区決定)

諮問第10号 東京都市計画地区計画一之江三丁目南地区地区計画の変更について

(江戸川区決定)

諮問第11号 東京都市計画地区計画江戸川一丁目地区地区計画の変更について

(江戸川区決定)

諮問第12号 東京都市計画第二種市街地再開発事業 亀戸・大島・小松川地区第二種市街地再開発事業の変更について

(東京都決定)

諮問第13号 東京都市計画高度利用地区の変更について

(江戸川区決定)

諮問第14号 東京都市計画道路都市高速道路第7号線の変更について

(東京都決定)

諮問第15号 東京都市計画道路都市高速道路第7号線 附属街路第3号線及び第4号線の変更について

(江戸川区決定)

4. 閉会

議 事

事 務 局：ただいまから平成21年度第3回江戸川区都市計画審議会を始めさせていただきます。

年が改まりまして初めての審議会であります。本年もどうぞよろしく

お願いをいたします。

今日は全体で10件、大きく分けて3件の諮問をしております。ご審議のほど、よろしくをお願いいたします。

進行を会長、よろしくお願いいいたします。

会 長 : 本年もよろしくお願いいいたします。

それでは、審議会の成立につきましては、審議会委員25名中、欠席1名、出席24名ということで、成立しております。

議事録署名者として、佐久間委員と佐藤委員、このお二人にお願いいいたします。

傍聴者は3名ですか。入れてください。

それでは配付資料の確認、お願いいいたします。

事務局 : 配付資料の確認でございます。議案書は、資料1から3まで、事前にお配りをしてございますが、お手元にない方がいらっしゃいましたら事務局のほうでお届けいたします。

本日の配付資料といたしましては、式次第と座席表、それから諮問第15号につきまして意見書が出ておりますので、参考資料としてお配りしてございます。

資料は以上でございます。

会 長 : それでは、審議に入りたいと存じます。

諮問第6号から諮問第11号、一括してお願いいいたします。

事務局 : それでは、説明に入らせていただきます。

諮問第6号から第11号まで、地区計画の変更でございます。

まず第6号が下鎌田東地区、それから東葛西五丁目付近地区、一之江四丁目南地区、松島三丁目地区、一之江三丁目南地区、江戸川一丁目地区、以上6地区の変更でございますが、すべて江戸川区の決定でございます。

縦覧期間としまして、昨年12月11日から25日までの2週間縦覧いたしましたけれども、縦覧に見えた方はおりません。意見書の提出もございませんでした。

スクリーンのほうをご覧いただきたいと思います。議案書は2ページになります。

表になっておりますが、昭和58年船堀地区を、一番上が船堀地区でございますが、地区計画の決定を皮切りにいたしまして、現在までに中葛西八丁目地区、一番下を書いてございます35番ということになりますが、この地区まで、611.3haの地区につきまして地区計画を定めてまいりました。このうち、密集事業などによりまして、公園、道路の整備を行ってきた地区の変更を今回ご審議いただきたいということでございます。

スクリーンが変わりましたが、こちらの表は今回の変更の概要の一覧でございます。議案書は3ページ、4ページでございます。

まず緑色に塗った部分、今着色で色が変わりましたが、新たに公園を追加するものが10カ所、合わせまして2,970㎡の追加の指定がございます。それから青い部分でございますけれども、これは地区計画上公園名が記載されていなかったものが追加として3カ所でございます。

それから黄色い部分でございます。下の方ですが、廃止の公園が1カ所、350㎡ほどございます。最後に赤色の部分、区画道路の幅員の変更ということがございまして、すべて地区施設の変更でございます。順次各地区ごとにご説明申し上げます。

まず1番目に下鎌田東地区ですけれども、場所は都営新宿線の瑞江駅の南側にある赤く塗った部分でございます。面積は24.6haでございます。箇所図をお示ししてございますが、緑色に塗った4カ所、地区公園として計7,890㎡が指定されてございます。

今回、赤い縁取りの部分3カ所、ちょっと指していただけますか、こちらの3カ所、合わせまして1,060㎡の追加をいたします。内訳といたしまして、地区公園の5号、写真で工事用のバリケードが張ってあるところをご覧いただけると思いますが230㎡、それから地区公園6号ということで210㎡、それから地区公園7号、これは江戸川2丁目の児童遊園ということで620㎡でございます。既に供用されているものでございますが、この3カ所を追加いたします。

また、青く縁取った2カ所については公園名が決まっておりますので、これを地区計画の中で書き込んでいくという変更でございます。5号、6号公園ともいずれも密集事業によりまして用地買収をさせていただいて、これから整備をしていくという状態でございます。

次の地区として、東葛西五丁目地区、東西線の葛西駅の東側、葛西橋通りの南側、40.5haの区域であります。こちらにつきましては、地区公園1号ということで、ちょうど右の方、既に1,590㎡の地区施設の公園が指定されておりますが、今回赤く塗りました地区公園2号、510㎡ありますが、こちらも用地買収をして、現在の写真が、これから公園造成をする前の、下のくい等を抜いているような写真でございますが、このような形で用地の取得も終わりましたので、地区公園として位置付けてまいります。

続きまして一之江四丁目南地区、一之江駅の北側、環七と今井街道に挟まれたくさび型のエリア、6.8haの区域でございます。現在地区公園1号ということで、830㎡ほどの公園がございますが、今回赤く縁取りをした地区公園2号、中央はなみづき公園240㎡を追加いたします。こちらの公園は、もう既に供用を開始しております。

また青い縁取りの部分の地区公園1号については、一之江馬場児童遊園ということで、名前の追加をいたします。

次に、松島三丁目地区でございます。新小岩駅の南側の平和橋通りの西側25.6haの区域であります。こちらは現在4カ所、2,750㎡の

地区施設の公園がございますが、今回赤く縁取りをしました公園4カ所、 950 m^2 を追加いたします。

内訳としましては、地区公園5号松島もみじひろば 310 m^2 、6号松島くろまつひろば 210 m^2 、7号 310 m^2 ですね。それから、地区公園3号松島三丁目児童遊園については隣接地を買収いたしまして、 120 m^2 の増設をしております。5号、6号の公園につきましては、写真でご覧いただけますように完成間近という状況であります。3号の増設部分、それから7号についてはこれから整備をしていくという段階でございます。

次に、一之江三丁目南地区になります。一之江駅の北側、新中川と環七に挟まれた 6.8 ha の区域であります。現在地区の北側に地区公園1号としまして一之江三丁目児童遊園 991 m^2 がございますが、地区公園2号といたしまして 210 m^2 の公園を追加いたします。こちらも現在あのような形で用地取得が終わった段階でございます。

最後になりますが、江戸川一丁目地区でございます。瑞江駅の南側の江戸川清掃工場の東側の赤く塗った部分になります。 34.7 ha の区域でございます。現在、地区公園ということで、薄く緑の箇所、5カ所、 $4,700\text{ m}^2$ の公園、それから都市計画上位置付けられた公園が青く塗った部分で、2カ所、 $2,810\text{ m}^2$ ございますが、今回地区公園1カ所廃止ということで、黄色く塗った部分をご覧いただけますでしょうか。

ちょっと見にくくて恐縮ですけれども、これは民有地を借地して江戸川一丁目東児童遊園として供用しておりましたが、地主の方からの返還の求めに応じて廃止をするということでございまして、昨年3月に条例を廃止して、5月には所有者に土地の返還を行っているところでございます。

最後に赤い部分をご覧いただけますでしょうか。区画道路114号幅員4mということで、地区施設として位置付けておりましたが、整備に際しまして北側の部分に5.7mという現況の広い幅員がございましたので、全線をこの幅員に合わせて整備しました。隣接の公園等もありますが、その土地も活用して、5.7mの幅で整備を終えましたので、地区施設の幅員を変更させていただくということでございます。

以上、6カ所の地区計画の変更でございます。

- 会長： それでは、ご質問、ご意見がありますればどうぞ。
- 委員： 下鎌田東地区の、今工事中の5号、6号の公園と使っている7号がすごく近くて、ちょっとどういう利用がされるのかなというのが1つ気になりまして、松島三丁目のところが結構名前のいろいろな性格づけをしていくのかなという感じで、くろまつひろばとかもみじひろばという感じで整備してありましたので、見た目はちょっと、どれが違うのかわからなかったんですけれども、そんな感じで持っていくのかなというのが1点。

それと、これは清掃工場を挟みまして、江戸川一丁目地区が隣接して
まして、やはりそれぞれブロックごとの計画になるのかなということと、
江戸川一丁目の、これは前農地だったところを買収したところだったと思
うんですけれども、公園のすぐそばにこれから計画する、ちょっと名前が
わからないんですけれども、江戸川一丁目南児童遊園、これの隣が今これ
から工事をすることなんですけれども、すごく近くて、家が二、三
軒しかなくて公園が隣接しているという格好になるんですけれども、この
辺の性格がどうなっちゃうのかなというので、もし具体的な計画があれば
と思ひまして、質問します。

事務局： 2点の具体的な公園計画についてのお尋ねでございまして、冒頭の下
鎌田東地区の公園の具体的な整備の中身については担当課長のほうから
ご説明申し上げます。

まずこの3公園であります、5号公園は230㎡、6号公園は210㎡という
ことで、非常に規模の小さい、ポケットパーク的な要素の強い公園とい
うことのでございます。下鎌田地区は非常に密集した住宅地でありま
すので、区画整理等を行うような大改造の事業ではないものですから、
具体的には地権者の方のご意向等も反映しながら、かつ計画的に少
しでも防災空間を広げていく、あるいは日常の使い勝手としてはポケ
ットパーク的な潤いを求めていくということで、松島のときの例もご
覧いただいたと思うんですが、それぞれの公園の距離としては近い部分
もございまして、そういう事業の進捗等も見ながら、可能な限りそ
のような空間を広げていきたいということで、5号、6号を新たに買
収したというものでございます。

それから7号公園は、ちょっと図面に隠れていて見にくいんですが、
北側に都営江戸川二丁目第二住宅というものがございまして、こちらの
付置公園として昭和30年から40年代、かなり昔に設置をされたもの
でございまして、これは今回ちゃんと位置づけるということでござい
ます。

それから計画論としては、地区全体の面積に対しておおむね3%の公
園を整備していきましようということを一般的な公園整備の基準とし
ておりますが、この下鎌田東地区については、江戸川二丁目都営住宅の
ところに大きな公園もありますので、地区の3%の基準は超えている
のですが、そうは言っても身近にそういう空間があったほうがという
ことで、今回指定をして整備するというのでございます。

それから2点目の江戸川一丁目の地区計画であります、これも図面
をご覧いただいたとおり、ご質問の箇所は生産緑地から公園に転換
する部分で、確かに本当に隣接して児童遊園があるんですが、地区の
現状からいきますと、可能な限り一団のかたまりとして緑空間も欲
しいということで、生産緑地の転用にあわせて公園として確保した
ものですので、今後の整備に向けては隣接の公園との利用勝手など
も考えながら、工夫

をしていきたいと考えております。

冒頭の部分については担当の課長のほうからご説明します。

事務局： 1点目の下鎌田東地区の公園の性格づけでございますが、公園の性質としましては延焼遮断帯としての効果を期待するとともに、地域の方の憩いの場というものを考えながら整備を進めております。既に地元の方を対象にワークショップを2回開催させていただいて、現在、今年度末の工事完了を目指して進めているところです。

松島三丁目の公園と同様に、その公園に配置する樹木も決まっておりますので、そういう樹名を用いるか、もしくはその地域にちなんだ名前をつけるかというのは今のところまだ検討中で、整備完了までには決定する予定で進めているところでございます。

委員： 一之江四丁目の地区公園追加となっておりますが、この地区公園が追加になった理由というのは何でしょうか。

事務局： お尋ねの趣旨は、2号公園として地区計画上位置付けることの意味ということで理解すればよろしいでしょうか。

委員： はい。

事務局： 地区計画は、いろいろその地区のルールを定めますけれども、特に公園ですとか区画街路ですね。道路については都市計画上地区施設として明確に位置づけをしていくというのがルールでございます。本来ですと用地買収をするたびに地区施設として位置付けるというのも一つの考え方だと思いますが、本区の場合、かなり多くの地域で地区計画を定めて、順次公園や道路の整備をしておりますので、ある一定の機会をとらえて地区計画上の位置づけをしていくということでございます。

今回、用地買収が終わった段階で位置づけていくものと、この中央はなみずき公園のように既に整備が終わっているものについて、後から地区計画の位置づけをしていくものと若干タイミングのずれはありますけれども、趣旨は同じことでございます。

会長： ほかにございませんでしょうか。

(「なし」との声あり)

会長： それでは、お諮りいたします。

諮問第6号ないし諮問第11号について、異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」との声あり)

異議ございませんですね。はい。

それでは、次に諮問第12号と第13号をお願いします。

事務局： それでは続きまして、諮問第12号、東京都市計画第二種市街地再開発事業 亀戸・大島・小松川地区第二種市街地再開発事業の変更について、これは東京都決定の案件でございます。関連いたしまして、第13号ということで、東京都市計画高度利用地区の変更について、こちらは江戸川区決定の案件でございます。

縦覧期間ですが、昨年11月30日から12月14日まで、2週間縦覧いたしました。縦覧に見えた方は2名ございましたけれども、意見書の提出はございませんでした。

説明に入らせていただきますが、事前に議案書の2ページをご覧いただきたいと思います。申しわけございません。誤記載がございますので、訂正をさせていただきたいと思います。2ページ目の建築物の整備の表の中で、PE-30街区、変更後の建築面積と延べ面積でございますけれども、現在1,200㎡と記載してございますが、1,300㎡にご訂正いただきたいと思います。それから延べ面積も1万4,500㎡になってございますが、1万3,200㎡ということでご訂正をいただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それではご説明をさせていただきます。スクリーンの方をご覧いただきたいと思います。

まず亀戸・大島・小松川地区第二種市街地再開発の位置でございますが、京葉道路の南側、荒川の西側ということで、江東区の部分も入ったような形のこのような位置になっております。

事業の施行面積は98.6haございますが、このうち江戸川区部分、小松川地区については65.6haということで、赤い線で囲まれたエリアになっております。

この再開発事業は東京都が主体となりまして、防災性の高い市街地再開発に取り組むということで、昭和59年からスタートしまして、平成25年度末の完成を目途にしてございます。完成間近でございますが、この事業完了に向けまして建築物等の整備で課題となっております3カ所について、今回施設計画の見直しを行うという変更でございます。

具体的な3カ所を図面でお示ししてございます。上からPE-30街区というのが、ちょうど京葉道路のすぐ下、首都高速道路のすぐ上ですけども、こちらにあります。PE-25街区、大きな公園の中の一角になりますが、こちらであります。それからE-43街区ということで、船堀橋のたもとの高圧鉄塔のある位置になりますが、この3カ所になります。

まずPE-30街区の拡大図でございます。こちらは国土交通省が荒川のスーパー堤防、高規格堤防としてこの隣接している土地、ちょっと指していただけますでしょうか。ここに荒川がありまして、そのすぐ左側に都営住宅が立っておりますが、ここも既にスーパー堤防で盛土をした上に建物の建築が行われておりますけれども、PE-30街区についてもスーパー堤防の盛土で4mほど斜めに盛土をする計画になってございます。

こうしたことから、周辺にマンションが建っておりますので、周辺のマンションへの影響等も考慮しまして、そのスーパー堤防の盛土の上に建つ建築物の面積を縮小するというような形の変更になります。

建築面積としては現在4,200㎡の規定になっておりますが、1,300㎡。これはおおむね投影面積というふうにごらんいただければと思うのですが、縮小になります。それから延べ床面積についても1万6,800㎡から1万3,200㎡に縮小するというところでございます。

このような形で、ちょうど東側の都営住宅のほうから写真を撮っております。画面の左側に首都高が走っておりまして、方位でいきますとこちらが南になりますので、PE-30街区に高層住宅が建ったときに影響があるのは、ちょうど右側にありますマンションですとか、ちょうど正面に向かっていきますマンション、こちらの方々への配慮ということで、今回事業計画の見直しをするものであります。

断面図と平面図でございまして、上の平面図の図面の下側が南側になりまして、左側がこれまでの計画であります。ちょうどL字型にマンションが建つような事業計画になっておりましたが、変更後は東側に1面だけ建てるような計画になっております。それから下の立面図もご覧いただきますと、南側から見た立面図ですが、14階とか6階の建物があるような形で建つという計画になっておりましたが、変更後につきましてはスーパー堤防の盛土の上におおむね高さは従来計画と変わらないような形で、ビルの壁面が少なくなるような延べ床面積の縮小化を図るという変更でございまして。

次にPE-25街区でございまして、大島小松川公園の一角にある敷地であります。こちらは現在再開発上は派出所の用地ということで計画されておりましたが、その後の検討の中で、この周辺には京葉道路に面したところに派出所がございまして、東大島の駅前にも派出所があるということで、交番の設置は特に必要ないという警視庁の判断がありましたことから、今回変更するものでございます。

用途としては、区の防災施設ということで変更してまいります。

従いまして、建築面積につきましても200㎡からもう少し規模の大きな250㎡、延べ床面積についても700㎡から1,000㎡ということで拡大するというところでございます。

これは南東側の上空から当該用地を見たものでございまして、ちょうど公園の縁、駐車場があるようにありますけれども、その隣接地でございまして。

最後にE-43街区で、これも大島小松川公園の南側のあのような形の土地でありまして、左の拡大図を見ていただきますと、ちょうど船堀橋を渡ってきた通りがループ状に再開発地区の中に降りていく、ちょうどあの部分になります。白い所ですね。高圧鉄塔が建っております。

こちらにつきましては、当初事務所と駐車場という用途になっておりました。事務所のスペースとしてもかなりの面積を予定しておりましたが、現在の段階といたしまして、地区全体の駐車場がかなり不足しており、ここを今、定期貸しの駐車場としてご利用いただいておりますが、

将来的にも定期貸しの駐車場としての利用が望ましいということであり
ます。

加えまして事務所の用途としての、下に面積が書いてありますが、事
務所の面積として1,700㎡、それから延べ床で1万800㎡という
ような規模を想定しておりましたが、事務所需要としても見込めないとい
うことから、駐車場の管理用の事務所ということで、建築面積450
㎡のおおむね2階建て、延べ面積で900㎡ということに変更するもの
でございます。

この変更を終えました後に、再開発事業としては特定の権利者に資
産を引き渡して、再開発事業は終息に向かうということになります。

写真については、このような形で今も駐車場になっております。

最後になりますが、合わせまして諮問第13号の高度利用地区の変更
がございます。これは江戸川区の決定であります、スクリーンにあり
ますように、現在AからEまでのゾーニングをしておりまして、高度利
用地区ということで、容積率の最高限度とか最低限度、建築面積の最低
限度等を定めておりますが、簡単に言いますとAゾーンのほうが土地利
用の高度利用の高い地区、それでB、C、Dに移るにしたがって、比較
的その土地利用が低い地区ということでご覧いただければと思います。

先にご説明しました3カ所の建築計画の変更の中で、唯一駐車場化を
するE-43街区、こちらのほうはこれまで指定していたゾーンよりも
さらに土地利用を低く抑えるということで、高度利用地区の変更も合わ
せて行うものであります。

容積率の最高限度、これまで300%でありましたが100%、それ
から容積率の最低限度も100%から20%という形で、Cゾーンのラ
ンクであったものをEゾーンに移すということの変更でございます。

第12号、第13号につきましては、以上でございます。

会 長 : ご質問、ご意見がありますればどうぞ。

(「なし」との声あり)

会 長 : それでは、お諮りします。

諮問第12号及び諮問第13号について、異議ございませんですね。

(「異議なし」との声あり)

異議なしということですね。

それでは、次に諮問第14号と第15号、お願いします。

事 務 局 : それでは三つ目の案件でございます。諮問第14号、東京都市計画道
路都市高速道路第7号線の変更について、これは東京都決定でございま
す。関連しまして、諮問第15号、東京都市計画道路都市高速道路第7
号線附属街路第3号線及び第4号線の変更について、この部分は江戸川
区決定でございます。

本件は、首都高速7号線と中央環状線、今クロスはしておりますが、
ジャンクションがございませんので、ここにジャンクションの新設をす

るという都市計画の変更でございます。

資料3の議案書でございます。スクリーンをご覧いただきたいと思っております。説明等の経緯でございますが、昨年9月6日と8日と2度都市計画の素案の説明会、これは松江小学校の体育館で行いました。

東京都、それから事業予定者であります首都高速道路、それから江戸川区と三者が出席をしてご説明申し上げましたが、191名の方にご参加をいただいております。その後9月10日と11日と13日の3日間、個別説明会という形で、ブースを設けまして、具体的な地権者の方等のご相談に応じたということで、43名の方にご出席いただいております。

その後、11月30日から2週間の縦覧を行いました。縦覧に見えた方が12名いらっしゃいました。意見書でございますが、小松川ジャンクションそのものについてのご意見ということで、東京都あてに4通ございました。ただ、この中に一部江戸川区決定の案件にかかわる意見が含まれておりましたので、資料を配付しておりますと同時に、後ほどご説明をさせていただきたいと考えております。

まず小松川ジャンクションの位置であります。高速7号線とオレンジ色の縁取り、これはちょっとゆっくり示していただけますか。葛西のところですね。湾岸線の葛西のジャンクションからずっと北に、中土手を上がりまして、堀切を抜けて、ずっと回りまして、中央道のところまで今完成しておりますが、これがその先、中央道と東名から来る首都高速3号線の交わるところが山手トンネルということですが、ことしの3月28日に開通予定ということで発表されておりますけれども、その先、東名のところの大橋ジャンクションというのを今つくっているわけですが、その先の湾岸道路までは25年に開通をする予定ということで、中央環状線の全線の完成が望まれているところでございます。

東京都並びに事業予定者の首都高速道路としては、この25年度に向けて早期にこのジャンクションを完成させまして、中央環状線の機能強化を図りたいということが大きな目的となっております。

ジャンクションの必要性というタイトルで、これは地元の説明会の際にも使われた絵でございますが、高速道路のネットワークの概念図を示しております。中央環状線については、ご承知のとおり放射状の道路から都心に、交通集中をすることがないように大きな機能を果たしているわけですが、その中でも現在中央環状線と放射道路がジャンクションで結ばれていないのは、唯一この首都高速7号線のところだけでありまして、あとは皆ジャンクションで結ばれています。そういう中で、特に右側の図面をごらんいただきますと、黄色く塗りました東北道ですとか関越道ですとか常磐道、こちら側から千葉方面に向かう、あるいは逆に千葉方面からこちらに向かう交通需要というのがかなりありますので、この部分を高速間の連携で結ぶということでございます。

上空からの写真でございますが、荒川、中川があのように走っておりまして、中土手のところに中央環状線がありますが、遠くて見にくくて恐縮ですけれども、赤く塗ってあるのが北側から来て千葉方向に行くライン、それから下のほうが千葉側から来て北方向に行くラインというような形で計画をしております。

工事のエリアとしては、中央環状線のところから小松川境川の親水公園のちょうどあの交差点まで、大体この部分が工事の予定エリアとなっております。

ジャンクションの概要図でございます。赤い線が中央環状線を北から来まして、高速7号線の千葉方面に向かう連結路になっております。中央環状線から分岐しまして、これは下り勾配でこのような形で入ってきまして、左にカーブしてきまして千葉方面に向かいます。それから緑のほうは、千葉方向から来た車が北方向に行く、これは今の7号線を上空で越えまして、さらに中央環状線の上も越えた形で、越えてから今度下がって中央環状線に乗り入れていくというような形の構造になっております。また、これにあわせまして現在の小松川の出入り口、これも改造してまいります。

それから区の決定案件であります。青く塗ってあるのが、今ちょうど高速道路の下に区道が走っていますが、これを附属街路の3号、4号というふうに都市計画上位置付けられておりますが、これも外側に道路を振って、さらに幅員も広げるといようなことの都市計画変更でございます。

上に断面図がございます。上の断面図をごらんいただきまして、ちょうど真ん中にある高架の部分、これが東京都決定の部分であります。両側にあります8.5mの側道、今6mしかありませんが、これを8.5mに広げますけれども、この部分が江戸川区決定ということになっております。

現在の高速7号の幅員は18mから26mぐらい、若干端数もありますが、その外側に6mの附属街路、車道が4mで歩道が2mということで、非常に狭いというような状況になっております。

下の図はジャンクション新設後の断面図でありまして、高速道路そのものの幅員が31.7mから45.2mということで、図面の中でごらんいただくと、右側が北になりますが、右側の小松川の出口が新しくあそこにできてきますので、その部分が膨らみます。それから南側のほうは、千葉から来た車が高速道路に入っていく、今指しております導入路の車線です。それから入り口の部分、この部分が本体の拡幅になります。

それから附属街路のほうは8.5mというふうに申し上げましたが、車道を今の4mから5mに広げまして、一方通行ではありますけれども、大型車がとまっても緊急車両がそこを通過可能なような5mの幅員、それから歩道も今まで2mなので、街路樹がなかなか植えられるという

スペースがないのですが、今度は沿道の環境にも配慮して、街路樹が植えられるように3.5mの幅員にするということでございます。

これに伴いまして、沿道の皆様方には用地買収ということでご協力いただく訳ですが、これは今後、詳細な測量をしてみないと幅は確定いたしません。9月の説明会の中では、北側にはおおむね8m、赤く塗った部分でございます。それから南側は最大で15mの拡幅になりますので、おおむねこの中には90軒ほどのお宅と駐車場等、合わせまして100軒ほどありますので、この方々には用地買収にご協力をいただくということでご説明しているところでございます。

この図面は完成の予想図でありまして、先ほどの説明と重なりますが、千葉側から来た車が外の車線に入りまして、7号線の上を越え、中央環状線の上を越えてから下って入っていくということになります。それから北側から来た車は、ちょっと絵で見にくいのですが、中央環状線の方が7号線より高いですから、そのまま下ってきて、左カーブで7号線に入っていく、おおむねこのような形でございます。

それからこれも説明会の折に皆様方にご説明したスケジュールであります。右側にあります都市計画の決定の手続について、江戸川区は今日でございますが、東京都の都市計画審議会は2月5日に予定されておりますので、ここで同意ができれば、今年の3月に都市計画の決定がなされます。それからその左に行きまして、事業認可を、これは首都高が事業を進めますので、事業認可をいただいたら事業説明会ということ、22年度のうちに説明会をきちんとさせていただいて、その後、用地補償の説明会、用地測量、用地取得、用地取得できたのを受けて工事の説明会をして、工事着工、完成ということ、説明会の中ではおおむね26年には完成をさせたいということでございます。

最後になりますが、意見書についてということで、冒頭申し上げましたとおり、東京都あてに4通の意見書が出されております。内容につきましては、東京都の決定であるジャンクションそのものの新設にかかわるご意見ということでございますが、これは2月5日の東京都の都市計画審議会において具体的な内容を東京都が公表して、東京都が見解を述べるということでございますので、本日はご紹介することができません。ただし、江戸川区の決定でありますその側道ですね、附属街路3号、4号にかかわる内容も一部含まれておりますので、お手元に資料としてお配りしてございます。

あわせてスクリーンの方もご覧いただければと思います。意見の要旨といたしましては、この沿道に土地が残る方でございますので、ご自分のお持ちの土地の将来的な環境として、ジャンクションができた後に環境に配慮したような道路の整備や緑化に努めてほしいということでございます。これにつきましては、先ほど計画の中で申し上げましたように、かなり高架が大きく広がってくるということもございますので、当初の

検討の段階で8.5mという幅を確保しまして、車道並びに歩道もゆとりを持った幅員構成とするとともに、植栽帯もきちんと設けて、沿道の日影とか騒音関係の緩和に努めたいということで計画しておりますので、このような形で整備を進めてまいりたいと考えております。

14号、15号については以上でございます。

会 長 : ご質問、ご意見がありますればどうぞ。
委 員 : この都市計画審議会に入るに当たって、私、住民の方と少しお話をさせていただきました。北側、南側と合わせて全部で90世帯ぐらいあるということですが、30世帯ぐらいの方にお話を聞きました。小松川ジャンクションの話は、計画は知っておりますかということで聞いたところ、全員が知っていますと。それでは説明会のほうはどうでしたかということでは、ほとんどの方が説明会に行き話聞いていますと。行かなかった方も近所の方に聞いて知っていますと。この計画自体に反対をした方は1人だけ。絶対に反対だということで意見書も出したんだというふうに言うておりました。計画に反対ではないんだけど、やはり不安があると。その不安は何でしょうかということで聞いたところ、以下のような回答が得られました。

まず、補償をしっかりとやってほしいと。このことが一番なんだと。次のところへ行って生活ができるようにということで、補償してくれるのかということで聞きました。それから代替地はあるんだろうかと。江戸川区に住んで、長年いるものだから遠くへ行くのは嫌だということで、そういう方がいらっしゃいました。

また年齢的にローンを組むのはもうできないんだということで、補償をしっかりとした上でお話を聞きたいと。またこの計画がやることになるんだったら、もう早くに計画を決めてほしいと。それでないとなかなか前に進まないんだという方も多くいました。それから皆さんが地主ではないわけで、借地の方で、上物だけを自分のものだというので、ほかのところに住めるだけの補償があるんだろうかということで、悩みといいますか、不安を抱えていた人がいました。

また長い方は、これで2回目の移動になるということで、本当にどうということなんだという、不満というんですか、大変だなと思いましたがけれども、そのようなことを皆様言うておられましたので、現時点でわかるようなことがあれば説明をいただきたいなと思います。

また、説明を聞いていないという方が1人いましたので、そういう方もいましたので、今後やるにしてもやらないにしても説明をきちんとしていただきたいなと私は要望しておきたいというふうに思います。

委 員 : ちょっと質問します。

附属道路3号と4号の件についてですが、6mを8.5にするということなんですけれども、実際の道路は5mで、3.5mが緑道といいますか、そういう環境に配慮したつくりになると思うんですけれども、現

実問題この道路の利用、現況の高架下の利用率は、どの程度の交通量があるのか。全面的にこれを全部緑道にはできないのか。

それともう一つ、このジャンクションができた結果によって、平和橋通りへのアクセスといいますか、流出に対するその辺の交通渋滞とかというものについては当然想定なさっているんでしょうけれども、その辺の環境整備ですか、信号等だとか、その辺の対処はどういうふうになっているんでしょうか。

その2点をちょっとお聞きしたいと思います。

事務局：まず2点のお尋ねですが、一つは側道の利用勝手の問題ですが、確かに委員もおっしゃるように、ここはすぐ西側が土手になっておりますので、そんなに通過交通量が多いというわけではありません。ただ、沿道の方々の車利用の観点から行くと、やはり車道としての機能はちゃんととっておかなければいけないということで、ちょっと全面緑道というのは厳しいかなというふうに思います。

それから一番大きいのは、やはり高架の部分となるべく物理的な離隔を設けて、木なども植えて沿道環境に配慮するというのが大きな目的でありますので、そうしたことから、先ほど申し上げた車道の5mだとか歩道の3.5mというような幅員を定めたということでございます。

それから2点目の平和橋通り等の交通量は、ちょっと図面がございまずので、ご覧いただきたいと思います。このジャンクション新設の効果ということで、これも9月の説明会の折に皆様方にご案内したところですが、現在千葉方面から北に向かう中央環状線利用の方は、京葉道路を行きまして、平和橋通り、区役所の前をずっと行きまして、平井から乗ると交通量が非常に多いということですが、これがジャンクションができることによって、赤い道路に転換ができるということで、一応東京都並びに首都高の試算としては、国道14号の交通量が4%ほど減るのではないかと、それから平和橋通りの交通量が15%程度減るのではないかとということで試算をしております。

それから確かに小松川の出入り口そのものの直近の交通量は、これは増えてきますので、その辺については今後警視庁などとも協議しながら、信号の設置とか、車線の幅のとり方とか、詳細に詰めていかなければいけないということでございます。

委員：要望だけ申し上げたいと思います。

この小松川ジャンクションの事業は、今説明がありましたように、ちょうど中央環状線が最終、湾岸道路まで、平成25年に開通するというところで、それにちょうど合わせるような形の26年完成に向けて工事が進められるということで、江戸川区にとって大変利便性の高い、大事な事業になると思います。ぜひ関係する100世帯というお話がありましたけれども、そういう方々に対する十分な補償とか、今、委員のほうから直接いろいろなお話も伺いましたけれども、聞いたお話をお伺いしま

したけれども、将来の生活設計等も十分に配慮して、そうした中でぜひこのジャンクションの事業を推進していただきたいと。こういう要望だけ申し上げておきます。

委員： 幾つかお聞きしたいんですけれども、今、別の委員のほうからもお話あったんですけれども、今ちょうどスライドが出ている外環道ですね。それがいつぐらいの予定になるのかということ。正確な予測、正確な予測というのは難しいですかね。この中央環状のジャンクションも26年めどにということなんですけれども、ちょっと素人的に考えると、千葉方面から来ると外環道が市川でつながると、湾岸に行くにしても、北の常磐、東北だとか何かにしても、そっち側のほうが速く抜けられると。中央環状、今はすごく混んでいますのでね。そうすると、どのぐらいの時間差で外環道ができるのかわかりませんが、ちょっと二重投資的になりはしないのかと。今この外環道の予測は余り説明ではなかったんですけれども、中央環状でこれだけ交通量が減るとかいう、減る話だったんですけれども、それはそういうことになるのかどうか、あれですよ。

それで、利用度がこれだけ、まあ数百億かけるんでしょうけれども、投資して、利用度がどのぐらいになるのかというふうに。個人的な話をすると、うちは篠崎なんですけれども、関越道で田舎に帰るんですけれども、道路を余りつくれという主張じゃないんですけれども、外環道がつながると市川に出て行ったほうが相当速く行けるかなというふうについて思っているんですけれども、そういうような将来予測というのを、どうなっているのかなというところが。最近飛行場が相当外れていますのでね。直接道路とは関係ないんですけれども、その辺のところをちょっとご説明いただければということ。

それから、さっき地権者が100軒ぐらいと言いましたか。そういう方は、何か説明会は9月とその後個別相談会という形で、大枠で2回しかやっていないんですけれども、その移転等迫られる方、あるいは土地が若干残るだとか、そういう方はそういう全体の松江小でやった相談会とあと個別相談会、それ以外にこの間全然そういう相談内容その他なかったのかどうかとか、そういう点についても、100軒というのはそのなりの規模で、もっと少ないかなと思ったんですけれども、大分側道を広げることによってどこされるんだなというのがちょっとよくわかりましたので、その影響。私なんか思うには、利用度だとか費用対効果を考えて、そこまで側道を広げて大規模にする必要があるのかどうかとか、逆に言えばここ小松川の入り口を閉鎖して、単なる7号と中央環状をつなげるというようなだけで済ませたほうがいいんじゃないかなんていうふうに逆に思ったりもするんですけれども、その辺ちょっと質問、よくわからなかったからなんですけれども、ご説明いただければと思います。

事務局： それでは1点目の外環道の関係と将来的な需要との関係の部分をおのほうから説明させていただきます。それから2点目の地元の方々との対応については、公式には説明会とか個別相談会だけでありましたけれども、その後地域の方から個別に何人か集まるので説明に来てくれないかというような、非公式のご要請もいただいて、東京都と首都高と私ども土木部も説明におじゃましたりとかしていますので、土木部の計画課長から具体的な声もあわせてご報告したいと思います。

まず外環道の完成予定ですが、平成27年度に三郷南のジャンクションから湾岸道路まで完成するということが公式見解であります。市川市とお話をしている中では、ちょっと27年はなかなか難しいのではないかと、公式見解ではございませんが、そのような状況の情報もいただいているところであります。

それで、外環ができれば今回のジャンクションが要らなくなると、そういうことで行きますと、26年の完成から二、三年しかその整備の意味がないというようなことにも聞こえてくるのですが、冒頭申し上げましたように、中央環状線は外から来る放射線を受ける、都心に入れなため受ける大きな受け皿としての機能を持っていますので、基本的に中央環状線はすべての放射道路とジャンクションで結ばれていて、相互に利用できるというのが道路ネットワーク上必要なことであります。

ですから、それはちゃんと機能強化をするということでもあります。外環道も同じ意味では3環状9放射というようによく言いますが、それぞれの環状道路、それからそれぞれの放射道路が連携することによって道路機能が強化されるものでありますので、説明会の折にも小松川ジャンクション、将来的に交通予測としては、平成42年の段階でおおむね2万7,000台ぐらいの交通需要があるとしています。それはもう当然42年ですから、外環道もすべて出来上がっているというシミュレーションのもとでの想定台数であります。2万7,000台ぐらいの交通需要があるということで想定しております。

それから説明会の折にも、確かに道路がちゃんと、すべて事故もなく機能しているといいんですが、やはり事故があった場合には選択肢があるということが道路ネットワークの大きな魅力にもなりますから、そういう意味から言っても、将来需要予測から言っても、決して一時的に必要な性の高いものではなくて、将来的に非常に大事なジャンクションであるというふうに考えております。

それから小松川出入り口の閉鎖というふうなお話もちよつとありましたが、確かに東京都、それから首都高、区の検討の中では選択肢の一つとしてはありましたが、現在小松川出入り口そのものを使っている方は、現在4,000台ぐらいの方がご利用されています。これは7号線そのものを使うためのご利用であります。今後周辺の方々の北側への、中央環状線とのアクセスも踏まえると、1万台ぐらいの小松川の出入り口

の需要があるだろうというふうに見込んでおりますので、そういうことから考えても、これを閉鎖するというのはいい選択ではないだろうと考えます。先ほどもご質問にありましたように、小松川の出入り口の交通需要が増えることも想定して、周辺の交差点の交通計画も練っていかねばいけないというふうに考えております。

事務局：具体的な相談等はなかったのかということで説明させていただきます。説明会、それから個別相談会ということで、先ほどご説明させていただいたとおりでございますが、それ以降も私ども区の窓口にご直接おいでいただいた方、もしくはお電話等、また何人が集まるのでぜひ改めて説明をしてくれよというようなことでお声かけなどございまして、数字で言えば十数件お問い合わせをいただきました。それで、地元のほうにも何度か足を運んでおります。具体的に東京都、それから事業予定者である首都高、それから私どもでお伺いをいたしまして、いろいろ改めてのご説明やご要望などを伺っておるところでございます。

主立ったご意見でございますが、先ほどお二人の委員からもお話がございましたけれども、その事業を進めるのであればしっかりと、移転に不安を感じているので、どういう補償になるのか、そうしたことをしっかりと対応してくださいねと言われております。

それから事業を進めるのであれば、ずるずるとではなく、逆にしっかりと短期間で進めてほしいといったようなご意見などもいただいております。また環境面、振動や騒音、また日照等に対しましてしっかりとした対策を講じてほしいといったご意見が重立った意見で寄せられております。確かに説明会当日にもこのジャンクションの必要性は疑問だということで、反対だというようなお声も一部にはございましたが、総じて申し上げますと先ほど申し上げたようなとおりで、このジャンクションを前提とした形で、いかにいいものにするかというようなことでのご質問やご意見などを賜っているところでございます。

当然ですけれども、東京都や事業予定者である首都高速に対しまして、環境面への配慮ですとか、また移転等でご協力いただく方々に対しての補償等を誠意を持って、十分な対応をしていただくようにということで、繰り返し申し入れをしているところでございます。

委員：ジャンクションそのものに反対ではないんですけれども、今、課長も言ったように、どうやったらいいものができるか、あるいは住民の皆さんの負担だとか、経費的にも抑えることができるのかというのが非常に重要なんだろうというふうに思うんです。この審議会にかかる段階では、かなりこういう詳細な計画になってしまっているの、事前にもっといろいろと住民の方なり、役所の方なりと詰めた話が本当はいつも必要なんだと思うんですけれども、先ほどの交通量の減少にしても、外環ができれば京葉道路の4%減とか、平和橋が15%減とか、もうこういう予測もすぐ狂っちゃうんですよね。この小松川のジャンクションができると、近隣を含めて

1万台ぐらい、今は4,000ですか、1万ぐらいになるということは、そこは交通量は逆に言うと増えるじゃないですか。今まで小松川近辺の人が、松江ですけれどもね、平井大橋から北に行くのにちょっと遠回りするのと、船堀橋から南に行くのにちょっと遠回りするのと、どのぐらいの不便なのかと。自分たちのところに1万台来ると、そっちに移動するのとどのぐらい不便さがあるのかという点で考えると、自分の住んでいる地域に1万台にこういう増加するという予測があって、それを平然と受け入れるというほうが僕はちょっと不思議だなということ。

それで、側道を広げて緑にするというのもいいんだけど、そんなに広げるよりは、移転をできるだけ少なくするために、もう全部トンネルみたいに囲っちゃって、騒音や排気ガスとかができるだけないような形で縮小して、とにかく移転を減らすという、車の側道や道路を広げて、移転をどんどん求めて、それで植栽でというんじゃないで、他の方法だって考えられるんじゃないかなということをやちょっと意見として持っているんです、実際に。

ジャンクションそのものは、高速道がここでつながっていないということ自身はもともとちょっと不思議ではあったんですけども、現在平井、船堀という形でこう分かれて、逆にこの地域の人立場で言えば、それで交通量が余りなければこっちのほうがいいんだと。千葉から来る人の便利さとそれから平井や船堀で回って北、南に行くという人がここから1カ所から行けるといふような、そういう利便性でこの近辺の人は負担を強いられるという、そういうところをもっと説明会なんかで詳しくシミュレーションして、実際にどうなるのかというのを示していく必要があるんじゃないかなと。

ちょっと遅きに失したような意見を申し上げますけれども、今後のそういう事業の中で、ぜひそういうふうな形で生かして欲しいと思いますし、本当に外環道ができるかどうかわかりませんが、計画どおりと言ったらほんの1年の差で、まあ、多少向こうがおくれるみたいな話もありましたけれども、千葉側から来るのは外環道で湾岸に行っちゃうとか、あるいは常磐道のほうに行っちゃうとか、こういう形で相当逃げて、わざわざ中央環状まで来るなんていう必要性は全くありませんので、そのところを本当にもうちょっと説明をしっかりとしてもらわないとまずくないかなと。外環道をやめるんならそれはそれでいいですけども、ちょっとそういう点が、住民の立場に立ったそういう説明なり将来予測というのが不足しているかなというふうに思います。

ただ、私も直接、今、別の委員からもお話があったように、地元住民の皆さんから反対の意見が極めて多いたとか、こういうふうにしてくれということも直接多くは聞いていませんので、この計画そのものについて反対の態度を表明することはしませんけれども、今言ったような、ちょっと私自身の審議会の委員としてちょっと考え方がありますので、

今後にぜひ参考にしていただければというふうに思います。

委員：これは会長に要望したいんですが、過去6回私、この審議会に参加していますが、余りにも一部の議員、個人的な政治的発言が多過ぎる。ちょっとこれはいかがなものかなど。我々、その方の政治的心情を聞きに来ているわけじゃないので、そういう個人的な、今みたいなぐだぐだぐだぐだした話が出てきた場合には、即座に中止を求めていただきたい、こういうことを会長に要望したいと思います。

会長：発言をとめるということは、これはなかなか難しいことで。発言停止ということはちょっと言いにくいことなんですよね、実際問題。どの程度の発言が関連性があるかないかというのは、これは微妙なこともありますし、今のような希望がございますから、なるべくポイントだけに絞って、簡潔にお願いしたいと存じます。

委員：要旨を得ていない発言がずっと続くようであれば、それは切っていただきたい、こういうふうに思います。

委員：どこをもって政治的発言とおっしゃるのか、これはちょっとはなはだ不当なご意見ですよ。私の意見に政治的発言だということで、ぐだぐだぐだぐだという、これはちょっと、余りにもひどい発言じゃないかなというふうに思うんですよ。どこをもってそういうことをおっしゃっているのか、具体的に勝負したいと思います。

委員：私が言っているのは、個人的な心情でもってこの会の流れをとめないでほしいと、こういうことを申し上げています。それが議員の発言であるから政治的発言だと、こういうふうに申し上げています。

委員：まあ、審議会の委員の皆さんに向けて私も発言するんですけども、個人的であろうとなかろうと、審議会の委員という立場で発言しております。それを個人と見るのか、あるいは私みたいに議会の各会派の幹事長という立場で出ている。これについて、それを個人的だとか、あるいは政治的だとか、こういうこと自身言われるのは、ちょっと筋じゃないなという気がいたします。

それで、やはりどういう形であれ、審議会の議論を活発にしないと、何のためのこの審議会を、これを我々に諮られて、何を決めているのかという点で、今のご発言で一体この審議会が充実するのかという気がいたしますので。どんな個人的な発言であろうと、あるいは背景であろうと、この議案に対して意見をどんどん言うのが今求められているというふうに思うんですよ。このまま素通しして通すことで、それでいいという人はいいですよ。意見がある人はちゃんと言うということで、これはちょっと引き下がることはできないですね。

会長：この程度で、会長としてはできるだけ委員の方々の発言を広く出していただきたいと、これが基本の姿勢ですので。ただ、冗漫に流れる発言というのはなるべく避けていただきたいと。

なお、発言を停止するということは、ちょっとこれはなかなか難しい

問題ですから、これからの様子を見て考えることにいたします。できるだけ要点を絞って、簡潔に発言していただくと。それで、発言する方が大体、顔触れが決まっているんですね、見ると。ですから、ほかの方も遠慮なくどんどん発言していただきたいと思います。よろしいですね。

(「はい」との声あり)

会 長 : それでは、お諮りしたいと存じます。
諮問第14号及び第15号、異議ございませんですね。

(「異議なし」との声あり)

会 長 : 異議なしということでございます。
ほかには、事務局何かございましょうか。

事 務 局 : 今日はどうもありがとうございました。これで諮問させていただいた議案はすべて終了でございます。

次回の予定であります。今回は新年度、4月以降というふうにご考慮しておるんですが、まだ案件が固まっておられませんので、まとめ次第ご案内をさせていただきたいと思っております。事務局からは以上でございます。

会 長 : それでは本日の審議会、これで終わることにいたします。

以 上

以上のとおり議事を記録し、ここに署名する。

会 長 人 見 哲 爲 印略

署名委員 佐久間 直 人 印略

署名委員 佐 藤 淳 一 印略